

昭和三十六年厚生省令第五号

薬剤師法施行規則

第九条、第十六条第一項、第十八条、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条第二項及び附則第八項並びに薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第三十三号）第一条、第二条第五号、第五条第三項（第六条第三項において準用する場合を含む。）及び第八条の規定に基づき、薬剤師法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 免許（第一条—第七条）	第二章 試験（第八条—第十二条）	第三章 業務（第十三条—第十六条）
第四章 雜則（第十七条）	第五章 免許（第十九条）	第六章 試験（第二十一条—第二十二条）

（免許の申請手続）	（免許の申請手續）
第一条 薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号。以下「令」という。）第三条の薬剤師の免許の申請書は、様式第一によるものとする。	第一条 薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号。以下「令」という。）第三条の薬剤師の免許の申請書は、様式第一によるものとする。
二 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。	二 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。
一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）若しくは住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三と規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。）又は住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。）と名簿に登録する事項は、次のとおりとする。	一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び当該変更台帳法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び当該変更台帳法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）

（薬剤師名簿の登録事項）	（薬剤師名簿の訂正の申請手續）
第二条 令第四条第六号の規定により、同条第一号から第五号までに掲げる事項以外で、薬剤師名簿に登録する事項は、次のとおりとする。	二 再免許の場合は、その旨並びにその理由及び年月日
（免許証の様式）	三 薬剤師免許証（以下「免許証」という。）を書換交付し、又は再交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日
第四条 法第七条第二項の免許証は、様式第三に	四 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

（免許証の再交付申請）	（免許証の再交付申請）
第二条 令第五条第二項の薬剤師名簿の訂正の申請書は、様式第二にによるものとする。	二 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類とする。）を添えなければならない。
（薬剤師名簿の登録事項）	三 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本（中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類とする。）を添えなければならない。
（薬剤師名簿の消除の申請手続）	四 第一項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本（中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類とする。）を添えなければならない。
（障害を補う手段等の考慮）	五 第一項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本（中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類とする。）を添えなければならない。

（免許証の再交付申請）	（免許証の再交付申請）
第二条 令第四条第六号の規定により、同条第一号から第五号までに掲げる事項以外で、薬剤師名簿に登録する事項は、次のとおりとする。	二 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本（中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類とする。）を添えなければならない。
（免許証の再交付申請）	三 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本（中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類とする。）を添えなければならない。
（免許証の再交付申請）	四 第一項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本（中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類とする。）を添えなければならない。
（免許証の再交付申請）	五 第一項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本（中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類とする。）を添えなければならない。

（免許証の再交付申請）	（免許証の再交付申請）
第二条 令第四条第六号の規定により、同条第一号から第五号までに掲げる事項以外で、薬剤師名簿に登録する事項は、次のとおりとする。	二 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本（中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類とする。）を添えなければならない。
（免許証の再交付申請）	三 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本（中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類とする。）を添えなければならない。
（免許証の再交付申請）	四 第一項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本（中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類とする。）を添えなければならない。
（免許証の再交付申請）	五 第一項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本（中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類とする。）を添えなければならない。

により、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。
一 戒告処分を受けた者 千九百五十円
口 知識・技能の欠如によつて処分を受けた者 一万九千九百円
イ 倫理の欠如によつて処分を受けた者 九千九百五十円
二 一年未満の業務の停止の処分を受けた者 イ 倫理の欠如によつて処分を受けた者 一万九千九百円
口 知識・技能の欠如によつて処分を受けた者 六万一千円
三 前二号に該当しない者 六万一千円
(個別研修計画書)
四 知識・技能の欠如によつて処分を受けた者 六万一千円
五 倫理の欠如によつて処分を受けた者 六万一千円
六 倫理の欠如によつて処分を受けた者 六万一千円
七 条の四 倫理研修又は技術研修(集合研修等を除く。以下「個別研修」という。)に係る法第八条の二第一項の命令(以下「再教育研修命令」という。)を受けた者は、当該個別研修を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 氏名、生年月日並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日(法第八条第二項の規定により再免許を受けようとする者には、氏名及び生年月日)
二 個別研修の内容
三 個別研修の実施期間
四 個別指導者(個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に対する助言・指導等を行なう者であつて、厚生労働大臣が指名したものいふ。以下同じ。)の氏名
五 その他必要な事項
六 前項の規定により個別研修計画書を作成しようとする場合には、あらかじめ個別指導者の協力を得なければならない。
七 条の五 厚生労働大臣は、再教育研修を適正に実施するため必要があると認めるときは、個別研修計画書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。
(個別研修修了報告書)
第七条の五 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに申請書に再教育研修修了登録証及び免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

に、次に掲げる事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 戒告処分を受けた者 二 一年未満の業務の停止の処分を受けた者 三 前二号に該当しない者 四 倫理の欠如によつて処分を受けた者 五 倫理の欠如によつて処分を受けた者 六 倫理の欠如によつて処分を受けた者 七 条の四 倫理研修又は技術研修(集合研修等を除く。以下「個別研修」という。)に係る法第八条の二第一項の命令(以下「再教育研修命令」という。)を受けた者は、当該個別研修を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 氏名、生年月日並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日(法第八条第二項の規定により再免許を受けようとする者には、氏名及び生年月日)
二 個別研修の内容
三 個別研修の実施期間
四 個別指導者(個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に対する助言・指導等を行なう者であつて、厚生労働大臣が指名したものいふ。以下同じ。)の氏名
五 その他必要な事項
六 前項の規定により個別研修計画書を作成しようとする場合には、あらかじめ個別指導者の協力を得なければならない。
七 条の五 厚生労働大臣は、再教育研修を適正に実施するため必要があると認めるときは、個別研修計画書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。
(個別研修修了報告書)
第七条の五 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに申請書に再教育研修修了登録証及び免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

告書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 戒告処分を受けた者 二 一年未満の業務の停止の処分を受けた者 三 前二号に該当しない者 四 倫理の欠如によつて処分を受けた者 五 倫理の欠如によつて処分を受けた者 六 倫理の欠如によつて処分を受けた者 七 条の四 倫理研修又は技術研修(集合研修等を除く。以下「個別研修」という。)に係る法第八条の二第一項の命令(以下「再教育研修命令」という。)を受けた者は、当該個別研修を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 氏名、生年月日並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日(法第八条第二項の規定により再免許を受けようとする者には、氏名及び生年月日)
二 個別研修の内容
三 個別研修の実施期間
四 個別指導者(個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に対する助言・指導等を行なう者であつて、厚生労働大臣が指名したものいふ。以下同じ。)の氏名
五 その他必要な事項
六 前項の規定により個別研修計画書を作成しようとする場合には、あらかじめ個別指導者の協力を得なければならない。
七 条の五 厚生労働大臣は、再教育研修を適正に実施するため必要があると認めるときは、個別研修計画書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。
(個別研修修了報告書)
第七条の五 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに申請書に再教育研修修了登録証及び免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)
二 個別研修の内容
三 個別研修の実施期間
四 個別指導者(個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に対する助言・指導等を行なう者であつて、厚生労働大臣が指名したものいふ。以下同じ。)の氏名
五 その他必要な事項
六 前項の規定により個別研修計画書を作成しようとする場合には、あらかじめ個別指導者の協力を得なければならない。
七 条の五 厚生労働大臣は、再教育研修を適正に実施するため必要があると認めるときは、個別研修計画書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。
(個別研修修了報告書)
第七条の五 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに申請書に再教育研修修了登録証及び免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。



<p>4 この省令による改定後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改定後の様式により記載することが適當でないものについては、当分の間、なほ従前の例による。</p> <p>附 則（平成二年三月一五日厚生省令第七号）</p> <p>1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。</p> <p>2 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改定前の様式による免許証は、この省令による改定後の様式による免許証とみなす。</p>
<p>附 則（平成三年三月一九日厚生省令第（施行期日）一〇号）</p> <p>1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。</p> <p>2 この省令は、平成六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成六年二月二八日厚生省令第六号）</p> <p>1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。</p> <p>2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改定前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができます。</p>
<p>附 則（平成六年三月三〇日厚生省令第一九号）</p> <p>1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。</p> <p>2 この省令は、平成七年一月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成六年一〇月二一日厚生省令第六八号）</p> <p>1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。</p> <p>2 この省令は、平成七年一月一日から施行する。</p>
<p>附 則（平成七年六月二八日厚生省令第四三号）</p> <p>1 この省令は、平成八年一月一日から施行する。</p> <p>2 この省令は、平成九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成九年三月二八日厚生省令第三〇号）</p> <p>1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。</p> <p>2 この省令は、平成九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成一一年一月一日厚生省令第五号）</p> <p>1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。</p> <p>2 この省令は、平成九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成一一年一月一日厚生省令第五号）</p> <p>1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。</p> <p>2 この省令は、平成九年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則（平成一四年一〇月一日常生省令第三号）</p> <p>1 この省令は、平成一四年一〇月一日常生省令第三号）</p> <p>2 この省令は、平成一四年一〇月一日常生省令第三号）</p> <p>3 この省令は、平成一四年一〇月一日常生省令第三号）</p> <p>4 この省令は、平成一四年一〇月一日常生省令第三号）</p> <p>5 この省令は、平成一四年一〇月一日常生省令第三号）</p>
<p>附 則（平成一五年三月三〇日厚生省令第五二号）</p> <p>1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>2 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>3 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則（平成一九年三月三〇日厚生省令第一四二号）</p> <p>1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>2 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>3 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>4 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則（平成二二年二月六日厚生省令第一〇号）</p> <p>1 この省令は、平成二二年二月六日厚生省令第一〇号）</p> <p>2 この省令は、平成二二年二月六日厚生省令第一〇号）</p> <p>3 この省令は、平成二二年二月六日厚生省令第一〇号）</p>



様式第一  
（第一条関係）

様式第一（第一条関係）

□ 入	□ 附
薬剤師免許申請書	
1 年 月 曜日行第 国薬剤師登録会員 (会員登記) ) 売出販賣業者 _____ 号 許可登記の料に依せられたことはありません。(あるときは、専小票、販賣許可の確 認書等)	
3 薬剤師の職務又は販賣行為を行なったことはありません。(あるときは、譲り受け事 実及び年月日)	
4 田代持証の有無。(有の場合は希望する印把) 有・無	
5 通常に薬剤師免許を有していたことの有無。(有の場合は登録番号) 有・無	
上記により、薬剤師免許を申請します。 年 月 日	
本 品(固形) 姓 名 ふりがな 氏 名	(男・女) 年 月 日生 電 話 ( )
厚生労働大臣 殿	
(注記) 1 用紙の大きさは、A4をすること。 2 文字は、黒、インク等を用い、體書きではつきりと書くこと。 3 依頼欄には、印把をしないこと。 4 額面の記入は、裏面に記入すること。	

様式第二  
（第三条関係）

様式第二（第三条関係）

□ 入	□ 附
薬剤師名簿登記申請書	
1 登録の年月日	
2 薬剤師名簿登録番号	
3 薬剤師の氏名、本籍地都道府県名若しくは国際文は性別	
4 薬剤の種類及び年月日	
上記により、薬剤師名簿の訂正を申請します。 年 月 日	
本 品(固形) 姓 名 ふりがな 氏 名	(男・女) 年 月 日生 電 話 ( )
厚生労働大臣 殿	
(注記) 1 用紙の大きさは、A4をすること。 2 文字は、黒、インク等を用い、體書きではつきりと書くこと。 3 依頼欄には、印把をしないこと。 4 額面の記入は、裏面に記入すること。	

様式第三  
（第四条関係）

様式第三（第四条関係）

備考 免許登記の申請登録等に旧姓の併記の希望がある場合は、 セミコロン記載する。	本 薬剤師免許登記 薬剤師名簿登録番号
年 月 日	
厚生労働大臣 殿	
(注記) 1 用紙の大きさは、A4をすること。 2 文字は、黒、インク等を用い、體書きではつきりと書くこと。 3 依頼欄には、印把をしないこと。 4 額面の記入は、裏面に記入すること。	

様式第四  
（第五条関係）

様式第四（第五条関係）

□ 入	□ 附
薬剤師免許登記書類交付申請書	
1 登録の年月日	
2 薬剤師名簿登録番号	
3 通常交付請求の件数	
4 田代持証の有無。(有の場合は希望する印把) 有・無	
上記により、薬剤師免許登記書類交付を申請します。 年 月 日	
本 品(固形) 姓 名 ふりがな 氏 名	(男・女) 年 月 日生 電 話 ( )
厚生労働大臣 殿	
(注記) 1 用紙の大きさは、A4をすること。 2 文字は、黒、インク等を用い、體書きではつきりと書くこと。 3 依頼欄には、印把をしないこと。	

## 様式第五（第六条関係）

様式第五(第六条関係)

様式第五(第六条関係)

著作権許諾再交付申請書

1 著作の年月日

2 著作権名義登録番号

3 再交付申請の理由

上記により、著作権許諾の再交付を申請します。

年 月 日

本 種 (印刷)  
姓 姓  
ふりがな  
氏 名 年 月 日生 (男・女)  
電 話 ( )

原生分類大臣 様

(注)

- 用紙の大字は、Mをすること。
- 文字、點、インク等を用い、複数ではつかりと書くこと。
- 放入封筒には、印字をしないこと。

## 様式第六（第七条関係）

著作権許諾再交付申請書

1 著作の年月日

2 著作権名義登録番号

3 再交付申請の理由

上記により、著作権許諾の再交付を申請します。

年 月 日

本 種 (印刷)

姓 姓

ふりがな

氏 名 年 月 日生 (男・女)

電 話 ( )

原生分類大臣 様

(注)

- 用紙の大字は、Mをすること。
- 文字、點、インク等を用い、複数ではつかりと書くこと。
- 放入封筒には、印字をしないこと。

## 様式第六の二（第七条の六関係）

著作権許諾再交付申請書

1 著作の年月日

2 著作権名義登録番号

3 再交付申請の理由

4 個別研究に係る再教育命令を受けた者にあつては、個別指導者の氏名

上記により、再教育命令を受けた者に個別指導を申請します。

年 月 日

本 種 (印刷)

姓 姓

ふりがな

氏 名 年 月 日生 (男・女)

電 話 ( )

原生分類大臣 様

(注)

- 用紙の大字は、Mをすること。
- 文字、點、インク等を用い、複数ではつかりと書くこと。
- 放入封筒には、印字をしないこと。

4 個別指導者は、裏面に記入すること。

## 様式第六の三（第七条の七関係）

著作権許諾再交付申請書

1 著作の年月日

2 著作権名義登録番号

3 再交付申請の理由

4 個別研究に係る再教育命令を受けた者にあつては、個別指導者の氏名

上記により、再教育命令を受けた者に個別指導を申請します。

年 月 日

本 種 (印刷)

姓 姓

ふりがな

氏 名 年 月 日生 (男・女)

電 話 ( )

原生分類大臣 様

(注)

- 用紙の大字は、Mをすること。
- 文字、點、インク等を用い、複数ではつかりと書くこと。
- 放入封筒には、印字をしないこと。

様式第六の四（第七条の八関係）

印入  
印紙

再教育研修終了登録証交付申請書

1 著者固有名牌登録年月日

2 著者固有名牌登録番号

3 再教育研修終了登録年月日

4 善通交付申請の理由

上記により、再教育研修終了登録証の善通交付を申請します。

年 月 日  
 本 姓(固) 印 素  
 ふりがな  
 氏 名 年 月 日生  
 電 話 ( ) (男・女)

再教育登録 备  
 (注記)  
 1 用紙の大きさは、A4をすること。  
 2 字入、黒、インクを用い、複数ではつきりと書くこと。  
 3 収納封筒には、両面をしないこと。  
 4 領取印書きは、裏面に貼ること。

様式第六の五（第七条の九関係）

印入  
印紙

再教育研修終了登録証交付申請書

1 著者固有名牌登録年月日

2 著者固有名牌登録番号

3 再教育研修終了登録年月日

4 再交付申請の理由

上記により、再教育研修終了登録証の再交付を申請します。

年 月 日  
 本 姓(固) 印 素  
 ふりがな  
 氏 名 年 月 日生  
 電 話 ( ) (男・女)

再教育登録 备  
 (注記)  
 1 用紙の大きさは、A4をすること。  
 2 字入、黒、インクを用い、複数ではつきりと書くこと。  
 3 収納封筒には、両面をしないこと。  
 4 領取印書きは、裏面に貼ること。

様式第七（第十条関係）

印入  
印紙

再教育登録証交付申請書

1 著者固有名牌登録年月日

2 著者固有名牌登録番号

3 再教育登録証交付申請年月日

4 交付申請の理由

上記により、再教育登録証交付を受けたく申請します。

年 月 日  
 氏 名

再教育登録 备  
 (注記)  
 1 用紙の大きさは、A4をすること。  
 2 字入、黒、インクを用い、複数ではつきりと書くこと。  
 3 収納封筒には、両面をしないこと。  
 4 領取印書きは、裏面に貼ること。  
 5 送達先住所は、本欄に記載する。又は、領取印欄に合併している場合は、領取印欄に記載する。

様式第八（第十一一条関係）

印入  
印紙

再教育登録証交付申請書

1 著者固有名牌登録年月日

2 著者固有名牌登録番号

3 本籍地登録番号(印)

4 交付申請年月日

5 合規性評定結果に合致したことを証明する。

6 本籍地登録年月日

様式第九  
(第十二条関係)

様式第九(第十二条関係)

A	B
---	---

合併届書再交付申請書

1 再交付申請の理由

2 合併した業種の回答状態の施行年月、同氏及び受取地

上記により、某の相続者申請の合併届書の再交付を申請します。

年　月　日

本

種(固形)

姓

名

ふりがな

氏

名

姓

名

年

月

日生

電

話

(月・年)

厚生労働大臣　印

1 用紙の大きさは、A4をすること。

2 字体、墨、インク等を用い、複数ではつきりと書くこと。

3 指示事項に沿った御記入をお願いします。

様式第十  
(第十七条関係)

様式第十(第十七条関係)

(表)

第　号		220mm
薬剤師法第6条第2項の規定による身分証明書		
写	真	官　職
写	真	氏　名
写	真	年　月　日
厚生労働大臣　印	司	22mm

(裏)

薬剤師法(表)

厚生労働大臣は、薬剤師法について薬剤師の職務の実況による区分をするべき若さを調査する必要があると認めたときは、当該事務に關する者をして、はつきりした表示を施してはかりに識別し、識別装置を設置する。前項に規定する者は、職務に關する事項を記載するため、前項に規定する識別装置に該当するものに識別装置を立て入り、識別装置の表示の内容を変更することができます。  
前項に規定する者は、前項の規定による識別装置を設置した場合には、その識別装置を他人に譲り受けたり譲り受けさせたりするときには、これを許すことは認められない。  
前項に規定する者は、前項の規定による識別装置を設置するときは、あらかじめ市町村長の許可をしてはならない。

第26条　次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定に付する。

一、前項の規定の内容に該当する者。  
二、前項の規定の内容に該当する者で、其の妻又は、夫は他の開業者にしてはせざる者を有する者。  
三、前項の規定の内容に該当する者で、又は被監査を受ける者。

三へ六 (表)

厚生労働大臣は、前項の規定による识别装置を設置した者は、その识别装置の運営に係る人の監視に付する。  
前項の規定による识别装置を設置した者は、识别装置の運営に係る人の監視に付する。